4　前二項の規定は、附則第七条の規定による改正後の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定において新法第二百四十三条の二から第二百四十三条の二の六までの規定を準用する場合について準用する。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（児童福祉法の一部改正）

第四条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同条第三項を削る。

第六十二条の六第一号中「第五十六条第四項」を「第五十六条第三項」に改める。

（市町村立学校職員給与負担法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第五条　次に掲げる法律の規定中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

一　市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条

二　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の三第二項及び第六十一条第一項

（生活保護法の一部改正）

第六条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第七十八条の三を削る。

（地方公営企業法の一部改正）

第七条　地方公営企業法の一部を次のように改正する。

第三十三条の二を次のように改める。

（公金の徴収等の委託）

第三十三条の二　地方自治法第二百四十三条の二から第二百四十三条の二の六までの規定は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収若しくは収納又は支出の事務の委託について準用する。この場合において、同法第二百四十三条の二の四第一項中「他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるもの」とあるのは「地方公営企業の業務に係るもの（指定公金事務取扱者が徴収することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるものに限る。）」と、同法第二百四十三条の二の六第一項中「他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるもの」とあるのは「地方公営企業の業務に係るものとして政令で定めるもの」と、同条第三項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と読み替えるものとする。

第三十四条中「第二百四十三条の二の二の」を「第二百四十三条の二の八の」に、「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

第三十九条第三項ただし書中「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第八条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第八十条の二中「政令の定めるところにより、私人」を「地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により指定する者」に改める。

（道路交通法の一部改正）

第九条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条の十六」を「第五十一条の十五」に改める。

第五十一条の十六を削る。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の三の項及び別表第四の四の三の項中「同条第七項若しくは第八項」を「同条第六項若しくは第七項」に改める。

（児童手当法の一部改正）

第十一条　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「第五十六条第七項各号又は第八項各号」を「第五十六条第六項各号又は第七項各号」に改める。

第二十二条第一項中「第五十六条第七項若しくは第八項」を「第五十六条第六項若しくは第七項」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第十二条　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第百十四条中「政令で定めるところにより、私人」を「地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により指定する者」に改める。

（介護保険法の一部改正）

第十三条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百四十四条の二を削る。

（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律の一部改正）

第十四条　入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項中「第二百四十三条の二の二第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に、「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正）

第十五条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　地方公共団体の議会

第十七条第五項及び第二十一条第一項中「及び裁判所」を「、裁判所及び地方公共団体の議会」に改める。

（地方独立行政法人法の一部改正）

第十六条　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第五項中「第二百四十三条の二第二項」を「第二百四十三条の二の七第二項」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第十七条　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第七項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第四十七条中「、第二百四十三条の二、第二百四十三条の二の二第一項」を「から第二百四十三条の二の七まで、第二百四十三条の二の八第一項」に、「第二百四十三条の二の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に改める。

第五十四条第一項中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に改める。

（地域再生法の一部改正）

第十八条　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の八第八項を削る。